



## 期末・勤勉手当加算割合の錯誤（一部不支給）について

### 1 概要

広島県教員から教育委員会事務局に採用している職員の期末・勤勉手当の加算割合については、「呉市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」別表第1備考の規定により、同表一般職給料表の項の加算割合に100分の1を加えた割合とするとされていたにもかかわらず、当該100分の1を一度も加算しないまま期末・勤勉手当を支給していたことが判明しました。

### 2 錯誤の期間

平成27年6月支給分から令和2年12月支給分までです。

なお、本年6月下旬に事実が判明したため、本年6月支給分からは規定どおりに支給しています。

### 3 原因

平成27年3月に規則改正しましたが、平成27年6月支給時に、確認不足により従前のまま算定してしまいました。その後も当該事務がそのまま引き継がれ、規則の改正箇所を誰も確認することなく、ずっと誤ったまま算定されたものです。

4 影響人数 51人

5 影響（不支給）額 2,717,448円

6 消滅時効到来額 2,034,256円

（労働基準法の規定により、賃金請求権の消滅時効は2年となります。）

7 今後支給する額 683,192円（31人分）

### 8 再発防止の対策

これまでも複数人による確認を行っていましたが、根拠となる規則の規定を十分に認識することができていませんでした。今後は、事務処理マニュアル等に記載することにより支給漏れを防止するとともに、複数人により違う観点からチェックすることにより、再発防止を図ります。

※ 本件については、本年6月下旬に事実が判明しましたが、影響人数、影響額及び控除額（所得税、共済費）の精査を行っていたため、公表が11月になりました。